

# 広報 ゆうばい

No. 1342 2015



●新年のご挨拶	2
●平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が始ります	4
●軽自動車税が来年度から改正されます	5
●財政再生計画の変更と補正予算の内容	6
●市長とのふれあいトーク	8



ユーパロ幼稚園



沼ノ沢保育園



緑ヶ丘保育園



新夕張保育園

## 家族みんなの幸せを願って

12月上旬、市内の幼稚園や保育園などで年末恒例の餅つきが行われ、掛け声をかけたり、歌を歌いながら、みんなで楽しくお餅をつきました。

つきたてのお餅に、自分たちであんこを包んでまずは一口。あったか～くて、やわらか～くて、思わず「おいし～い！」。きなこ餅、よもぎ餅、お雑煮、紅白餅などでもいただきました。

縁起物のお餅を食べて、「家族みんなが幸せで希望が叶えられる年になりますように」と願いました。

# めでとうございます

15



夕張市長 鈴木直道



新年明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、ご家族とともに健やかな新年を迎えたことと、心よりお慶び申し上げます。日頃より、本市の行財政運営に対しまして特段のご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、私の任期も残すところ3ヶ月余りとなりました。これまで任期1年目は、国・北海道及び夕張市の三者協議をはじめとした夕張再生を実現するための「体制」を構築する年といたしました。

続く2年目は、「再生を支える「住宅」、「交通」、「医療」といった政策の3本柱を打ち出させていただきました。そして、平成26年度は、政策の3本柱に子育て環境の充実を加えた4つの政策の実行の年と位置づけ、具体的にアクションを起こしてきたところであり、夕張の「希望を創る」年として、これまで積み

上げてきた政策を着実に実施しつつ、将来の夕張の未来に「希望」が見出せるよう、残された期間を全力で取り組んでまいります。

昨年は天候に恵まれ、質の高い夕張メロンが出来ました。その甲斐あって、5月23日に行われた札幌市中央卸売市場での初競りでは2玉250万円という過去最高額に並ぶ高い評価をいただき、生産者の皆様の努力が実りました。

また、夕張シユーパロダムは完成間近となり、安全性の確認を行なう試験湛水が始まり、大夕張ダム、そして世界でも珍しい三弦トラス構造の鉄道橋である「三弦橋」が水没しました。「三弦橋」の姿を一目見ようと連日見学者がつめかけ、多いときには一日100人以上の人々が訪れました。試験湛水は1月まで行われ、安全性が確認できれば平成27年4月に供用開始となります。完成後のダム湖は、貯水面積で全国第2位の広さとなり、洪水対策と流域市町村の農業用水・水道用水となる水資源を確保する重要なダムとなります。

また、地方における新しい活力ある地域づくりのためのビジョンを提供し、その具体化を図ることを目的として政府が募集した「地域活性化モデルケース」における「超高齢化・人口減少における持続可能な都市・地域の形成」というテーマに本市が応募し、コンパクトシティの実現に向けた取組みや地域活性化策と

して期待されるエネルギー資源として本市の地下に眠る炭層メタンガス（CBM）の有効活用について提案したところ、これが採択されたものであります。

今後、地域活性化に向けた取組みを加速すべく、全力を挙げて取り組んでいく所存であります。

今年度、本市のふるさと納税は、市外在住で6月までに1万5千円以上寄付された方に感謝の気持ちと特産品の紹介を兼ねて夕張メロン1玉を送らせていただいたところ、1700件、3600万円以上のご寄付を頂戴するに至りました。独自の財源の少ない本市にあっては大変貴重なものであります。改めてお礼申し上げます。今後、「幸福の黄色いハンカチ基金」として積み立て、本市の地域再生、子どもたちの健全育成や市民団体への助成等に広く活用させていただきます。

本市を取り巻く状況は依然厳しいものがございますが、内外の皆様からのご支援に支えられながら一歩一歩前に進んで参ります。本年もご支援・ご協力を心からお願い申し上げます。

結びに、本年が皆様にとって夢と希望に満ちた幸多き年になりますよう心から祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。

# お年あけましてお

20



夕張市議会議長  
高橋 一太



あけましておめでとうございます。

市民の皆様におかれましては、輝かしい希望に満ちた新年を、健やかにお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。

また、日頃より市議会に対しまして、多大なるご理解と、格別なるご支援・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年を振り返りますと、ソチオリンピックでの日本人選手の活躍や、テニスの四大大会の一つ、全米オープンで錦織選手が準優勝を飾る活躍を見せるなど、スポーツ界をはじめ様々な分野で、日本人が世界で大活躍をし、私たちに多くの感動を与えてくれました。

一方、私たちの生活に直接影響する消費税が5%から8%となり、17

年ぶりの増税が、個人消費を押し下げることとなりました。

デフレからの脱却、経済を成長させるアベノミクスの成功を確かなものとするため、消費税10%への引き上げを法定どおり本年10月には行わず、18カ月延期すべきであるとの結論に至り、平成29年4月の引き上げについては確実に実施すると表明し、年末の衆議院解散・総選挙が行われました。

昨年も全国各地から様々な支援をいただきながら、夕張再生に向け前進しているところであります。

新たな介護施設や旧学校施設を活用した福祉施設等の開所、ズリ山の活用等々、明るい話題もたくさんあります。

また、平成7年に建設事業が着手された夕張シユーパロダムの試験湛水が昨年3月から行われており、本年4月には供用開始が予定されています。

さて、近年の経済や社会情勢の変化により、地方自治体を取り巻く環境は厳しさを増しております。

地方分権の進展とともに、地方議会の果たすべき役割的重要性が、一層高まっています。

このような中、議会改革に取り組み市民に信頼される議会を築くため『夕張市議会基本条例』を制定し、議

員一人ひとりが、市民の目線に立ち、自らの責任を果たし、どう市民の信頼と負託にこたえていくか、全議員が一丸となって、取り組んできたところであります。

かつては炭鉱で栄え、11万人以上もいた人口が、1万人割れとなるなど、本市の課題はまだまだ多く、財政再生団体ではありますが、これまでの伝統と新たなまちづくりに向け、自治体の根幹となる二元代表制の一翼としての役割と責任を果たさなければならぬものと考えております。

また、住民を守る地域医療や市立診療所のあり方について、夕張市医療保健対策協議会からの答申を受け、市としての方向性が示されたところがありますが、自治の原点でもある安全・安心のまちづくりのため、市民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、積極的に取り組んで参りたいと考えております。

結びになりますが、市民の皆様にとりまして、本年が実りある飛躍の一年となりますよう、心から祈念申し上げますとともに、今後とも一層のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げ、新年のごあいさつとさせていただきます。

## 平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が始まります。

### ■子ども・子育てに関する新制度がスタートします。

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充と質の向上を進めて、子育てを取り巻くさまざまな課題を解決するために、平成24年に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づいて、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指し、平成27年4月から国の「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。

### ■新制度開始にあたり、幼稚園や保育園を利用する場合、手続き等に一部変更があります。

#### ①支給認定申請が必要になります。

在園児も含めて、入園・入所の申込とともに、保育料や保育の必要性などを判断するため、支給認定申請書を提出していただき、その児童の状況に応じて決定した支給認定証を交付することとなります。

区分は、次の3つに分けられます。

**1号認定**： 幼稚園を希望する満3歳以上

**2号認定**： 保育を必要とする満3歳以上(保育園)

**3号認定**： 保育を必要とする満3歳未満(保育園)

#### ②保護者の就労時間で保育可能時間が決まります。

保護者の就労形態などに応じて、保育可能時間が2種類に分かれます。

**フルタイム**： 保育標準時間 最長11時間

(7時30分～18時30分)

**パートタイム**： 保育短時間 最長 8時間

(8時～16時)

※保育標準時間と保育短時間では、保育料が異なります。

#### ③保育料の算定方法が変わります。

##### 市立ユーパロ幼稚園

保育料は、4月からは、国が定める基準を上限として、保護者などの所得に応じて、定めます。

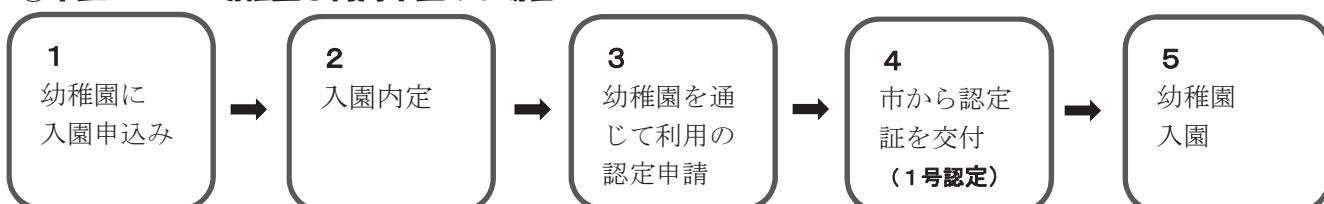
##### 保育園（清陵・沼ノ沢・新夕張）

保育料は、現行の所得税額などを基にした算定から、市民税の所得割課税額を基にした算定に変わります。

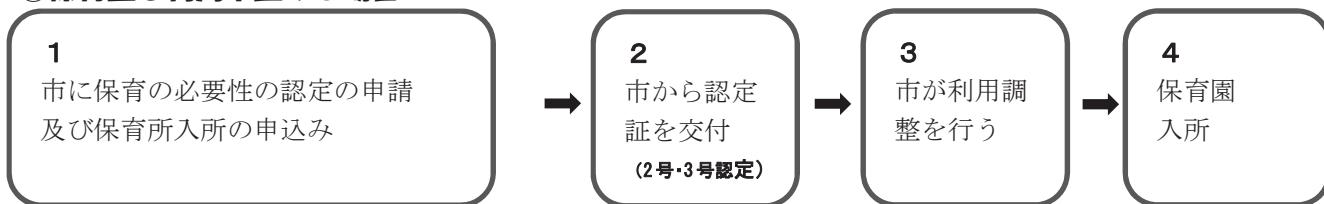


### ■新制度の利用の流れ

#### ①市立ユーパロ幼稚園を利用希望する場合



#### ②保育園を利用希望する場合



◆手続きの詳しいお知らせ及び申請書等は、1月下旬に幼稚園・保育園・市生活福祉係⑨窓口で配布します。

問合せ先  
市生活福祉係  
清陵保育園  
新夕張保育園  
沼ノ沢保育園

☎ 57 59 52 52  
— — — —  
3 7 2 0 1 0  
1 8 0 5 9  
6 3 8 5 9  
4 1 8 9

希望者が多く受け入れができるない保育園がある場合は、別の保育園への入所をお願いすることあります。保育料は市民税額により決定します。  
その他  
希望者の同意欄の内容を確認し、署名・捺印がある場合は不要です。

提出書類  
申請書、平成26年度課税証明書、勤務証明書など保育の必要性の事由を証する書類など(保護者や同居の親族など全員分)

受付場所  
各保育園（新夕張・清陵・沼ノ沢）  
受付期間  
1月27日～28日午前8時～午後4時

入園資格  
保護者が共働きや病気などのため、家庭で保育を受けることができない生後3ヶ月から5歳までの乳幼児。

平成27年度  
保育園児を募集します

## 軽自動車税が来年度から改正されます

平成 26 年度税制改正により、国において車体課税のあり方を含めた自動車関係税制の抜本的見直しが行われ、市においても平成 27 年 4 月から軽自動車税の税率が改正されます。

法改正が大幅な引き上げであるため、従来の標準税率の「1.5 倍」を、車種に応じて 1.25 倍から 1.4 倍の間で設定し、税負担の軽減を図っています。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

### ◆原動機付自転車と二輪車など

平成 27 年 4 月 1 日から次のとおりとなります。

種 別	税 率	
	改正前	改正後
原動機付自転車	50cc 以下	1,500 円
	50cc 超 90cc 以下	1,800 円
	90cc 超 125cc 以下	2,400 円
	ミニカー	3,700 円
軽自動車	二輪のもの（側車付のものを含む）	3,600 円
	もっぱら雪上を走行するもの	3,600 円
小型特殊自動車	農耕用作業用自動車	2,400 円
	その他のもの（フォークリフト等）	7,000 円
二輪の小型自動車（250cc 以上）		6,000 円
		8,000 円

### ◆三輪と四輪の軽自動車

①改正前の税率が適用される車両

平成 27 年 3 月 31 日以前に取得している車両と新車新規登録済みの車両

②改正後の税率が適用される車両

平成 27 年 4 月 1 日以後に新車新規登録される車両

③平成 28 年度以降に重課税率が適用される車両

平成 28 年 4 月 1 日以降の賦課期日（毎年 4 月 1 日）現在に新車新規登録から

13 年を超える車両（改正後の税率の概ね 20% を加算）

種 別	税 率		③ 重課 税率
	①改正前	②改正後	
三輪のもの	4,600 円	5,400 円	6,300 円
四輪のもの	乗用のもの	営業用	8,200 円
		自家用	10,800 円
	貨物用のもの	営業用	4,500 円
		自家用	6,000 円
			11,400 円
			17,200 円
			6,200 円
			8,400 円

不明な点は問い合わせ下さい。

問合せ先 市賦課係 ☎ 52-3120



- ◆ 水圧力が低下しているため、漏水の有無について調査を実施する経費の増（「幸福の黄色いハンカチ基金」からの繰入金を充当）
- ◆ 中学校内の共同調理場設備について、老朽化による不具合が生じているため、修繕を実施する経費の増（「幸福の黄色いハンカチ基金」からの繰入金を充当）
- ◆ 計画変更額 89千円
- ◆ 博物館の活性化と観光の振興などを目的として、地域おこし協力隊を採用する経費の増
- ◆ 計画変更額 102千円
- ◆ サングリンスタジアムのガラスなどの破損被害について、修繕を実施する経費の増
- ◆ 計画変更額 672千円
- ◆ 美術品の修繕について、実施方法の変更による事業費の減
- ◆ 平成25年度決算剰余金について、今回の一補正分の一般財源を控除した額を財政調整基金に積み立てるための経費の増
- ◆ 計画変更額 642、858千円
- ◆ 道支出金の交付決定に伴う財源振替（高松ズリ山対策事業、有害鳥獣駆除（エゾシカ緊急対策事業）、人件費（指

- ◆ 導研究費）
- ◆ 国庫支出金の交付内示があつたことに伴う財源振替（障害者福祉システム改修）
- ◆ 平和運動公園のネーミングライツの決定に伴う公園管理に係る一般財源の財源振替

- 人事院勧告に準じて勤勉手当の改定を行った予定であることから、このことに係る計画本文について修正を行いました。
- 「地方税法等の一部を改正する法律」（平成26年3月20日成立、同年3月31日公布）の施行に伴い、平成27年4月より軽自動車税の税額を改正する予定であることから、このことに関する計画本文について修正を行いました。
- 人事院勧告により勤勉手当0・15月分引上げの勧告があつたことから、国のお取扱に準じ勤勉手当の相当分を引き上げる経費の増、社会保障・税番号（マイナンバー）制度導入に伴うシステム改修経費の増

- 【公共下水道事業会計】
  - ◆ 人事院勧告により勤勉手当0・15月分引上げの勧告があつたことから、国のお取扱に準じ勤勉手当の相当分を引き上げる経費の増、社会保障・税番号（マイナンバー）制度導入に伴うシステム改修経費の増
- 【介護保険事業会計】
  - ◆ 人事院勧告により勤勉手当0・15月分引上げの勧告があつたことから、国のお取扱に準じ勤勉手当の相当分を引き上げる経費の増、社会保障・税番号（マイナンバー）制度導入に伴うシステム改修経費の増
- 【後期高齢者医療事業会計】
  - ◆ 人事院勧告により勤勉手当0・15月分引上げの勧告があつたことから、国のお取扱に準じ勤勉手当の相当分を引き上げる経費の増、社会保障・税番号（マイナンバー）制度導入に伴うシステム改修経費の増、高額療養費と高額介護合算療養費の還付金の増
- 【水道事業会計】
  - ◆ 配水管などの維持管理に要する経費の増

おりです。

特別会計の主な補正の内容は次のと

### 【国民健康保険事業会計】

- ◆ 人事院勧告により勤勉手当0・15月分引上げの勧告があつたことから、国のお

問合せ先  
市財政係

☎ 52-3122

(単位:千円)

会計名	補正前の予算額	11月の補正予算額	補正後予算額
一般会計	11,755,840	770,209	12,526,049
国民健康保険事業会計	1,772,540	30,660	1,803,200
公共下水道事業会計	275,910	131	276,041
介護保険事業会計	1,540,546	1,817	1,542,363
後期高齢者医療事業会計	267,044	2,195	269,239
水道事業会計	723,035	3,120	726,155

※水道事業会計の予算額は、収益的支出と資本的支出の合計額

市長とのふれあいトーク  
(市政懇談会)

市民の皆さん声を市長が直接聴き、市長と市政に活かしていきたいと考え、市長とのふれあいトーク(市政懇談会)を開催しました。

【内容】

- ◇三者協議結果概要
- ◇人口減少と子育て世代への取組みについて
- ◇コンパクトシティに向けた今後の取組みについて
- ◇地域活性化に向けた取組み

【日程・参加者数】

11月17日 (月)	紅葉山会館	18人
11月19日 (水)	市民研修センター	27人
11月20日 (木)	はまなす会館	22人
		合計67人

市民の皆さんからいただいた意見の一部を紹介します。

【問合せ先】

市まちづくり企画室 ☎52-3141

とについて話をしたことはないのか。

A 現在、北電が電気を供給しているが、できれば北電の電気料より安く提供できるように事業者参入を働きかけており、その最初のステップが試掘となる。

試掘により埋蔵量を確認し、事業者への提示を行っていく。

地域活性化モデルケースにも選定されたので、できるだけ早く試掘をしたいと考えている。

広報ゆうばり 2015年1月号

◆三者協議について

Q 三者協議や視察などにおいて、夕張市に議員や国の職員などが実際に来て「見ると聞くとは大違い」と報道されるなど、課題を認識してもらつたことは大きな成果であるが、この成果をこれからどう市政に活かしていくのかが重要である。

A 三者協議については、あなたの課題が山積しているので、来年度以降はさらに実のある三者協議にしてほしい。

A 三者協議については、今まで短期的な課題、中長期的な課題と整理されてきたが、今年は6年間の課題解決に向けて一定の夕張市の意向を反映できただと考へている。

◆行政体制について

Q 破綻した自治体なので、職

員給与が全国最低のはやむを得ないとと思うが、若い人や中堅

が不安で退職していくと説明があつた。今後同じ状況が続け

ば、将来的に市民サービスの低下へ繋がるので、全国最低ということではなく、もう少し、待遇改善をしていただきたい。

A 人事費については、様々な

要課題と認識している。

お金があつても職員がいなければ仕事ができないので、行政体制について国、北海道としっかりと話をして結果を見出していきたい。

◆CBMについて

Q CBMについて

◆その他質疑

Q 昨年度から元利を償還しているそうだが、状況はどうか。

A 予定どおり償還している。

財政破綻時から今年度で約70億円償還したこととなり、あと約280億円が残る。来年度以降も平均26億円ずつ償還していく。昨年度は約6億円の黒字となつた。

Q 北電の値上げ、消費税の問題、国の制度変更など、これら予想できない事態への対応が

Q お問い合わせの件について、北電の値上げ、消費税の問題、国の制度変更など、これら予想できない事態への対応が

Q 富岡製糸工場などの産業遺産が人気で、観光客が多く訪れて交流人口が増加している。観光についてはどう考へている

Q 石炭博物館などの歴史文化施設はあるが展示物が老朽化している。財政破綻後のことについて、見れる場所がない。

Q シューパロダムが完成したこ

とで、湖面の活用など、自然環境に留意する必要はあるが、お金をかけずにできることはあ

る。

Q 今后は観光施設のあり方を整理し、今ある資源を最大限活かす方策を考え、国の補助メニューなどを有効に活用しながら、後世に負担を残さない形で観光振興に取り組んでいきたい。

Q 夕張市長から市民に聞きたいことはないか。

A 市民が何か疑問や困ったことが起つた時に聞きやすい環境をつくりたいと考えているの

で、今後も市長と話そう会や市長とのふれあいトークを実施し、繰り返していく中でさらに聞きやすい環境を整えていきたい。

A 地域おこし協力隊はどのよ

うな活動をしているのか。

A 現在3人が活動しており、1人は廃校活用事業者間のコ

ディネートをしている。あと2人は観光振興と農業振興で活動している。イベントで司会を務めたり、婚活のイベントを企

画・実施したりもしている。

地域おこし協力隊は最高3年間活動することができ、活動終了後、独立して定住することを目的としており、人件費や活動経費は国から出している。

Q 清水沢地区公民館で雪月花展などを2階で実施しているが、車いすや足の悪い人が多い。エレベーターなどをつけられないか。

A 障がいをもつた方には職員がサポートをするなど対応しているが、施設がこういったイベント開催を前提として作られない状況である。エレベーターをつけるのは現時点では難しく、1階では大規模スペースを確保するのは難しいので、こういったイベントには他の会場をしていきたい。

Q 地域おこし協力隊はどのよ

うな活動をしているのか。

A 現在3人が活動しており、1人は廃校活用事業者間のコ

ディネートをしている。あと2人は観光振興と農業振興で活動している。イベントで司会を務めたり、婚活のイベントを企

## 後期高齢者医療制度のお知らせ

### 高額介護合算療養費について

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えた場合は、超えた額が後期高齢者医療制度と介護保険から支給されます。手続きには市の窓口への申請が必要です。

※後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。支給額が500円以下の場合は支給されません。

**自己負担限度額表** (1年分の自己負担額の計算期間: 8月1日～翌年7月31日)

負担割合	区分	自己負担額の合計の基準額
3割	現役並み所得者	67万円
1割	一般	56万円
	住民税区分II(※1) 非課税世帯区分I(※2)	31万円 19万円

※1 世帯全員が住民税非課税の方

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下)か、老齢福祉年金を受給している方

### 医療費通知の送付を希望する方へ

北海道後期高齢者医療広域連合では、被保険者の皆さんに医療費を半年ごとにまとめた医療費通知を希望する方へ送付しています。次回の送付は、平成27年3月末(平成26年7月～12月診療分)に行います。新たに送付を希望する方は連絡してください。電話で手続きできます。

すでに「送付希望」の連絡をいただいている方は、継続して送付しますので、再度の連絡は必要ありません。

※医療費通知を確定申告などの医療費控除の領収書の代わりとすることはできません。

**問合せ先** 北海道後期高齢者医療広域連合

☎ 011-290-5601

市民課健康保険係

☎ 52-3105

**問合せ先**

市賦課係

☎ 52-3120

個人住民税の特別徴収とは  
納入する制度です。  
詳細は、市ホームページをご覧になるか、問合せください。

個人住民税の特別徴収とは  
事業主が所得税の源泉徴収と  
同様に、従業員に毎月支払う給  
与から個人住民税を天引きし、  
納入する制度です。

◇事業専従者  
◇退職者と退職予定者  
◇通年雇用ではない従業員(ア  
ルバイト、パートなど)  
◇給与支払いを受ける従業員が  
2人以下

◇他の事業所から支給されてい  
る給与から個人住民税を特別徴  
収されている  
◇同様に、従業員に毎月支払う給  
与から個人住民税を天引きし、  
納入する制度です。  
詳細は、市ホームページをご覧にな  
るか、問合せください。

**平成27・28年度入札参加  
資格審査申請書(物品)  
受付**

平成27・28年度に市が行う  
物品関係の入札に参加する方の  
資格審査を行います。

受付期間

1月14日から随時

受付場所

市総務係(4階に申  
請書を持参ください。郵送は不  
可)

**平成27・28年度入札参加  
資格審査申請書(建設  
工事等)受付**

平成27・28年度に市が行う  
建設工事等の入札に参加する方  
の資格審査を行います。

受付期間

2月2日～3月2日

受付場所

市建築住宅係(3階  
は・や行  
た・な行  
か・ら・わ行  
さ行  
き行  
あ・ま行  
た・な行  
2月19日～24日  
2月25日～3月2日  
2月13日～18日  
2月6日～12日  
2月2日～5日)

印刷。郵送での取り寄せの場合  
は、切手140円を添付した返  
信用封筒を同封してください。

※受け付けの混雑が予想される  
ため「商号または名称の頭文  
字」の区分により、次の日程で  
受け付けを行います。

に申請書を持参してください)  
**申請様式** 市町村統一様式を購  
入し、各種添付書類を添えて申  
請してください。  
詳細は、市ホームページをご  
覧ください。

**個人住民税特別徴収の拡大**  
問合せ先  
市建築住宅係 ☎ 52-3119

所得税を源泉徴収する義務の  
ある事業所は、個人住民税も同  
様に特別徴収することが法令に  
規定されています。

特別徴収未実施の事業所の方  
は、特別徴収へ切り替えるよう  
にお願いします。  
次に該当する場合は特別徴収  
を実施しなくとも構いません。  
特別徴収未実施の事業所の方  
は、特別徴収へ切り替えるよう  
にお願いします。

次に該当する場合は特別徴収  
を実施しなくても構いません。  
特別徴収未実施の事業所の方  
は、特別徴収へ切り替えるよう  
にお願いします。

より義務付けられています。  
市では、空知総合振興局、空  
知管内各市町と連携して、従業  
員の利便性向上と税負担の公平  
性を図るため、特別徴収未実施  
の事業所に対しても、特別徴収へ  
の切替要請や特別徴収の指定で  
係る各種取り組みを進めていま  
す。





雪による被害防止について

道内では、近年急速に発達した低気圧の影響により、吹雪の発生頻度が低い地域でも暴風雪などによる被害が発生しています。

毎年、除雪作業などによる死傷事故も多く発生していますので、本格的な降雪シーズンを迎えるにあたり次のことに注意してください。

外出するときに気をつけること

◆万一に備え、携帯電話を忘れずに所持してください。

◆気象情報に注意し、暴風雪が予想されるときは、外出を避けることも考慮してください。

◆車が雪の中に埋まつたときは、エンジンを切りましょう。

車のマフラーが雪に埋まると排気ガスが車内に逆流し、一酸化炭素中毒を起こす恐れがあります。防寒などでやむを得ずエンジンをかけるときは窓を開け換気し、こまめにマフラーまわりを除雪してください。

◆屋根の雪下ろしをするときは、複数で行い、命綱を着けて除雪を行うときに気をつけること

◆除雪機を使用するときは、機械に巻き込まれないような服装も、差押え等の滞納処分の対象となります。

で行い、機械トラブルが発生したときは、必ずエンジンを停止してください。

◆通行人や車両などに注意し、周囲をしっかりと確認してください。

◆道路への雪出しは、交通事故などの原因となり大変危険ですので行わないでください。

問合せ先 市消防本部 ☎ 53-4121

市税や保険料の納め忘れは  
ありませんか？

固定資産税（3期）の納期限は12月25日、国民健康保険料（6期）、介護保険料（6期）、後期高齢者医療保険料（6期）の納期限は12月30日です。

納め忘れがないか、もう一度確認してください。未納となつている場合は、速やかに納付してください。

納期限後に納付した場合、納

期限内に納付した方との公平性を保つため、納期限の翌日から算される場合があります。

けがや病気、失業などのやむを得ない事情や多重債務などにより納付が困難な場合は早めに相談してください。

問合せ先 市収納係 ☎ 52-3129

インターネット公売  
平成26年度第7回

市税・保険料の滞納処分として差押えた動産を、ヤフー株式会社が提供するインターネットオークション「官公庁オークション」を利用し、次のとおり売却します。

公売は中止になることがありますのでご注意ください。

参加申込受付期間 平成27年1月7日～23日

入札期間 平成27年1月30日～2月1日

買受代金納付期限 平成27年2月9日

問合せ先 市収納係 ☎ 52-3129

公的年金などを受給している方へ

確定申告手続きの簡素化

公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下で、公的扶養控除の異動、生命保険料控除や医療費控除などによる所得税と復興特別所得税の還付を得ることができます。

年金などに係る雑所得以外の所得合計が20万円以下である場合には、所得税と復興特別所得税の確定申告をする必要はありません。

受けるために確定申告書を提出することができます。  
1月から岩見沢税務署で受け付けています。

問合せ先 市賦課係 ☎ 52-3120

ご家庭における節電のお願い

ご家庭で節電をお願いしたい  
期間・時間帯

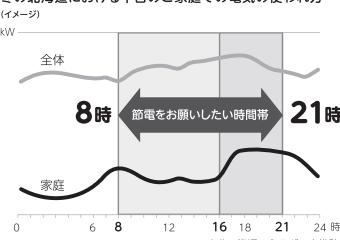
12月1日(火)～3月31日(火)

\*12月29日から31日までおよび1月2日を除く。

平日8時～21時

- 特にご家庭においては、電気のご使用が増える方以降(16時～21時)の時間帯の節電にご協力をお願いします。
- なお、この冬の需要として見込んでいる定着節電量の水準(2010年度最大電力比:4.7%)を自ら節電をお願いします。
- 冬季の北海道は夜間も電力需要が高い水準にあるため、上記以外の時間帯にしても、可能な範囲での節電をお願いします。

冬の北海道における平日のご家庭での電気の使われ方



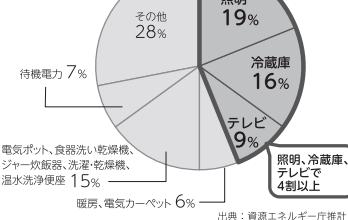
出典：資源エネルギー庁推計

節電にご協力いただきたい  
電気製品

照明、冷蔵庫、テレビ等を中心いて、普段お使いの電気製品について節電のご協力ををお願いします。また、外出の際には待機電力等の削減もお願いします。

ご家庭では冬の19時に平均で約1,000Wの電力を消費しており、照明、冷蔵庫、テレビで4割以上を占めています。外出中の場合でも、冷蔵庫、温水洗浄便座、待機電力等により、平均で約250Wの電力を消費しています。

冬のご家庭での消費電力(19時)



出典：資源エネルギー庁推計



南清水沢3丁目市有地活  
用提案に係る募集結果

平成26年12月4日に行われた「夕張市有財産活用事業選定委員会」において、応募グループ1件の提案内容を総合的に評価した結果、ホーマックニコット夕張店（グループ名）を優先交渉権者に決定しました。

今後 施設や事業内容について協議を行った後、事業用定期借地権契約を締結する予定です。

施設については、平成27年8月頃完成予定です。

問合せ先 市まちづくり企画室  
管財係 ☎ 52-3141

平成27年住宅公募日程

公募・申込期間

第1回 3月2日～10日  
第2回 6月1日～9日  
第3回 8月3日～11日  
第4回 10月1日～9日

※募集する住宅は募集月ごとに、広報ゆうばりと市ホームページでお知らせします。募集日程は変更となる場合があります。

問合せ先

市建築住宅係 ☎ 52-3119

第18回紅白用心餅つき会



12月7日 若鹿消防分団詰所

分団員、地域の皆さん、民生委員、消防職員などが、鹿の谷地域の単身高齢者の皆さんを元気づけるために、毎年12月に開催。赤い餅を火の用心、白い餅を心の用心として、心を込めて突き上げたお餅を、顔を見て声をかけながら直接配っていただきました。

お正月の飾り作り講座



11月12日 老人福祉社会館

一般応募で集まった参加者は、講師のやさしい指導を受けながら、思い思いのおめでたい飾りつけをした羽子板を作りました。自宅に飾ってお正月を迎えます。

まちかどマケッチ



11月17日 ゆうばり小学校体育館

小学校1年生がメンコやけん玉、あやとりなどの昔遊びを体験。遊び方を指導した学校支援ボランティアの皆さんから「上手、上手」と声がかけられながら、一緒に楽しく遊ぶことが出来ました。

10分多く体を動かす

今より少しでも多く体を動かすことが必要ですが、時間として「1日10分多く」が目標です。

10分間の歩数は普通に歩くと約1000歩、距離で600mから700mになります。夏は散歩していても冬はなかなか運動できない方もいると思いま

す。運動の時間を特別につくらなくとも、食器を洗いながら足踏みする、買い物は店内を一周歩いてから始める、車を出入口から遠くに駐車するなど、普段の生活の中で、体を動かす機会を増やしましょう。

雪かきの消費エネルギー

冬はどうしてもやらなければいけない雪かきも運動になります。除雪機ではなく、道具だけを

そよかぜ通信  
もつとからだを動かそう

／＼雪かきで運動不足解消／＼

1日あたりの身体活動量の目標は、1日の歩数は成人男性9000歩（高齢者7000歩）、成人女性8500歩（高齢者6000歩）です。しかし、日本人の平均歩数では男性約1200歩、女性約1500歩不足し、男女とも活動量がない現状です。

からだの脂肪1kgを減らすには、約7000キロカロリーのエネルギー消費が必要になります。1ヶ月で1kg減らそうとすると1日あたり約230キロカロリーですので、雪かきを行うことで減量の効果も期待できます。

雪かきの注意点

雪かきの前と後には、必ずストレッチなどの体操と水分補給をしましょう。雪かき中は、力んで息を止めると血圧が上がるのでも、人と会話できるくらいの楽なペースで歩い、休憩を入れる。無理は禁物です。

向きにとらえて、この冬を過ごしてみませんか。

保健師 辻弓香子



## 年末年始の窓口

市役所は12月31日から1月  
5日まで閉庁となります。

## ●戸籍の届出

受付場所は次のとおりです。

## 【日中の受付】

受付場所	本庁舎の日直
受付時間	午前8時30分～午後5時30分

## 【夜間の受付】

※死亡届出の受付はしません。

受付場所	消防本部（清水沢宮前町）
受付時間	午前8時30分～午後5時30分

受付時間 午後5時30分～翌朝  
午前8時30分

問合せ先 市市民係

☎ 52-3104

## ●市営浴場の営業

南清・宮前町・真谷地・清陵浴場  
は次のとおりの営業となります。

12月31日・1月3日 午後2時～午後6時まで営業します。

1月1日・2日 休業します。

1月5日から各浴場とも平常どおり営業します。

問合せ先	市環境生活係
電話番号	☎ 52-3108

## ●ごみの収集

営業時間 午前9時～午後3時  
※この期間の作業料金は割増となります。

市営・道営住宅に関する問い合わせは、市建築住宅係で対応します。

月 日	一般ごみ	資源ごみ	埋立処分地
12月29日	月曜日の地区	休みます	午前8時30分～午後4時30分
12月30日	火曜日と水曜日の地区	休みます	午前8時30分～午後4時30分
12月31日～1月4日	休みます	休みます	休みます
1月5日	月曜日の地区	第1木曜日の地区	午前8時30分～午後4時30分

月 日	会社名	電話番号
12月29日・30日 1月1日・3日・4日	休みます	—
12月31日	日管建設	52-2551
1月2日	石川衛生工業	0126-56-2781
1月5日	泉工務店	52-2430

## くらしとお金のFP無料相談会

## 相談会

市では家計管理の専門家であるファイナンシャル・プランナー

FPによる無料相談会を毎月1回実施しています。

日々の家計管理や生活設計など、暮らしとお金に関する不安や悩みのある方はぜひ相談してください。

◆相談できる内容  
家計の見直し、住宅ローン、保険の見直し、教育資金、老後資金、遺言・相続など。事前予約の方が優先となります。時間・場所は相談してください。

◆相談日（当面の日程）1月14日、2月12日、3月11日と  
き午後1時～午後5時  
ところ 清水沢地区公民館

問合せ先  
市収納係  
☎ 52-3129

問合せ先 市建築住宅係  
電話番号 ☎ 52-3108  
12月29日から1月5日までの水道の故障、不具合についての対応は次のとおりです。  
次号、広報ゆうばり2月号は1月30日に配布します。

## 平成26年12月1日 現在

人口 9,461人(-48人)  
男 4,433人(-15人)  
女 5,028人(-33人)

世帯数 5,328世帯(-28世帯)

( )は前月比  
※住民基本台帳法の改正に伴い、外国人住民が含まれています。